○国家公安委員会告示第十四号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成三十年三月二十六日付けをもって次のとおり普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成三十年四月十二日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

型式認定番号	普通自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A18－8	ＢＥＳＶ　ＣＦ１　ＬＥＮＡ ＹＴＦＲＸＶ	株式会社ＢＥＳＶ　ＪＡＰＡＮ 東京都渋谷区猿楽町14－23
交　A18－9	Ｌｅｃｃｏ－Ｅ ＪＰ19ＢＥ7150	サイクルヨーロッパジャパン株式会社 東京都千代田区外神田６－５－12偕楽ビル新末広７Ｆ
交　A18－10	ＣＹＣＯＯ－27シティ ＴＤＡ－704Ｌ	株式会社ＰＥＬＴＥＣＨ 大阪府堺市堺区翁橋町２丁３番３－101号
交　A18－11	ＢＥＮＥＬＬＩ　ＺＥＲＯ　Ｎ2.0 ＴＤＮ11Ｌ	株式会社プロト 愛知県刈谷市井ヶ谷町桜島５
交　A18－12	ＢＥＮＥＬＬＩ　ＺＥＲＯ　Ｎ2.0　ＦＡＴ ＴＤＮ11Ｌ－Ａ	株式会社プロト 愛知県刈谷市井ヶ谷町桜島５
交　A18－13	Ｖｅｋｔｒｏｎ　Ｓ10 18ＶＫＳ10ＭＢＢＫ	株式会社アキボウ 大阪府堺市北区中百舌鳥町５丁目758
交　A18－14	ブリヂストンアシスタ Ａ99	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A18－15	ブリヂストンアシスタ Ａ100	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A18－16	ブリヂストンアシスタ Ａ101	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A18－17	ブリヂストンアシスタ Ｂ13	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A18－18	ヤマハパス Ｘ１ＮＣ	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A18－19	ヤマハパス Ｘ１ＮＤ	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A18－20	ＸＵ49 ＥＸＵ49	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A18－21	ＬＳＷ01 ＥＬＳＷ01	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A18－22	１ＬＳＷ03 １ＥＬＳＷ03	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A18－23	ＬＷ072Ａ ＥＬＷ072Ａ	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A18－24	ブリヂストンアシスタ Ａ102	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A18－25	ヤマハパス Ｘ１ＮＦ	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地

○金融庁告示第二十一号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件（平成十三年金融庁告示第十一号）は、平成三十年四月三十日限り廃止する。

平成三十年四月十二日

金融庁長官　森　信親

○金融庁告示第二十二号

行政機関等個人情報保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、金融庁において手数料の納付を現金ですることができる件（平成十七年金融庁告示第十三号）は、平成三十年四月三十日限り廃止する。

平成三十年四月十二日

金融庁長官　森　信親

○外務省告示第百五十一号

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府は、昭和二十九年五月十四日にハーグで採択された「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」の批准書を平成二十九年九月十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十九年十二月十二日にグレートブリテン及び北アイルランド連合王国について効力を生じた。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十二日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百五十二号

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府は、昭和二十九年五月十四日にハーグで採択された「武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の加入書を平成二十九年九月十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十九年十二月十二日にグレートブリテン及び北アイルランド連合王国について効力を生じた。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十二日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百五十三号

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府は、平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書」の加入書を平成二十九年九月十二日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十九年十二月十二日にグレートブリテン及び北アイルランド連合王国について効力を生じた。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十二日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百五十四号

スウェーデン王国政府は、平成十一年三月二十六日にハーグで採択された「千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書」の批准書を平成二十九年十一月十日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成三十年二月十日にスウェーデン王国について効力を生じた。

（国際連合教育科学文化機関事務局通知）

平成三十年四月十二日

外務大臣　河野　太郎